

全教委連第127号  
令和7年11月20日

スポーツ庁長官

河合 純一 様

文化庁長官

都倉 俊一 様

全国都道府県教育委員会連合会  
会長 坂本 雅彦

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的な  
ガイドライン」骨子等に関する書面での意見提出について

国は、将来にわたる子供のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実を図るために部活動改革を進めており、令和8年度から新たに「改革実行期間」をスタートすることとしている。

このことを踏まえ、国は、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定することとしており、この度、ガイドライン骨子等に関するパブリックコメントの実施が公表された。

については、全国都道府県教育委員会連合会として別紙のとおり意見を提出する。

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」骨子等に関する書面での意見提出について

項目番	該当資料	該当ページ	該当する項目名	意 見
1	-	-		<p>休日等の部活動を地域に完全に展開するためには、全ての市区町村において、多くの部活動の受け皿となる地域クラブ等が充足していることが重要であるとともに、全国共通の課題であることから、次の点について、国の責任において、必要な財政支援等を行うべきものと認識している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受け皿となる地域クラブを創出すること</li> <li>・指導者の確保や育成を図ること</li> <li>・指導者の活用等に係る財源を確保すること</li> <li>・活動場所を整備すること</li> <li>・生徒の移動手段を確保すること</li> <li>・参加費用の負担に關すること</li> <li>・その他、地域展開に必要となるすべての取組</li> </ul> <p>こうした考えを基本として、意見を提出する。</p>
2	骨子	3	I 部活動改革の基本的な考え方・方向性 1 改革の理念	<p>社会教育関係者に主体的に関わって頂くため、部活動の地域展開の受け皿の一つが社会教育であることを明示していただきたい。</p> <p>地域展開の目的に、新たな価値の創出とあるように、地域クラブは学校部活動をそのまま地域にスライドさせることではなく、以下の3パターンが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①これまで地域で行われてきた社会教育活動に、そのまま生徒が参加していくこと</li> <li>②これまで地域で行われてきた社会教育活動を生徒が参加しやすいものに発展させること</li> <li>③これまで地域になかった新たな地域クラブ活動を作り上げるもの</li> </ul> <p>新たなガイドラインで打ち出されている認定制度や費用負担の考え方は、③を強く意識しているものと考えられ、ここには社会教育活動の自主性・主体性よりも、学校教育活動に準じた規範性や公共性が求められている印象である。</p> <p>このような形態が前面に出ることで、①②のパターンが表に見えず、必然、社会教育関係者からは、部活動の地域展開は自分たちにとって関係ないと、又は学校教育文化を押し付けられること、といった受け止めがなされてしまうのではないか。</p> <p>本来は、地域の後継者不足に悩まされている社会教育活動においては、子供たちが地域へ参画するきっかけとなるこの部活動の地域展開をチャンスと捉え、②のようなパターンが自動的に行われる事が望ましい。</p> <p>自治体が社会教育関係者に呼びかける際に、上記のような基本理念が伝わるよう、ガイドラインの中にも盛り込んでほしい。</p> <p>加えて、地域学校協働活動との関係性についても明記していただきたい。</p>
3	骨子	3	I 部活動改革の基本的な考え方・方向性 3 改革の方向性 ・取組方針	<p>「※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手」とあるが、着手の定義について、地域展開等に向けた協議を始める段階でも良いのか、地域クラブ活動を各自治体で実施するということなのか、幅広い解釈ができる。</p> <p>そのため、国で考えている着手の定義を明確にしていただきたい。</p>
4	骨子	4	II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度 1 地域クラブ活動の在り方	<p>「1つの競技種目等に専念しないマルチスポーツ」と簡略化した記載について、より分かりやすい表現とするため、「複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツ」等の表現に修正していただきたい。</p> <p>また、地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得ると考えられるが、認定制度の記載内容によっては、あたかも認定されなければならないように受け取られかねないため、「※地域クラブ活動は、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを目指すもの」の下に、「※地域クラブ活動は、認定を受けることもできる」等を明記していただきたい。</p>
5	骨子	4	II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度 2 地域クラブ活動に関する認定制度	<p>地域クラブ活動の認定については、全国一律の対応となるよう、国が明確に基準を示していただきたい。</p> <p>特に「①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動」とは具体的にどのようなことなのか(別冊資料別紙1の確認事項のどの部分が該当しているのか。「生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重しない」活動であれば良いのか。)を示していただきたい。</p>
6	骨子	4	II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度 2 地域クラブ活動に関する認定制度 (1)趣旨	<p>「競技力向上を主目的としたチームやスクール等との区別～」との記載だけでは、競技力向上を主目的とするチームやスクール等は認定しない(もしくは認められにくい)との誤解を与えかねないため、勝利至上主義ではない競技力向上を主目的としたチーム等でも、要件を満たせば認定されるような表現にしていただきたい。</p>

項目番号	該当資料	該当ページ	該当する項目名	意見
7	骨子	4	II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度 2 地域クラブ活動に関する認定制度 (2)想定される認定の効果 (3)希望する教職員の兼職兼業の許可	「想定される認定の効果」の欄に「兼職兼業許可」の記載があると、認定地域クラブ活動でなければ兼職兼業の許可が出ないと誤解を与える表現であるため、認定地域クラブ活動でなくても許可ができることを明記していただきたい。
8	骨子	4	II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度 2 地域クラブ活動に関する認定制度 (3)認定制度の概要(要件・手続等) ・要件	要件の中で、「③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等」とあるが、参加費等の「等」についてどのようなものを想定されているのか明示していただきたい。
9	骨子	4	II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度 2 地域クラブ活動に関する認定制度 (3)認定制度の概要(要件・手続等) ・手続等	地方公共団体の多くは部活動改革のための予算が限られている中、認定業務を遂行するため負担が非常に大きいことから、認定業務を円滑に遂行するための財政支援をしていただきたい。 また、「地域クラブ活動の運営団体が、各実施主体の申請書等をとりまとめて…」とあるが、申請書等のひな形等を参考資料としてお示しいただきたい。
10	骨子	4	II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度 2 地域クラブ活動に関する認定制度 (4)認定されていない地域クラブ活動の取扱い	(4)は、2に内包されることで、認定されなければならない印象が強くなるため、「3. 認定されていない地域クラブ活動」等の標記にて別項目を立て、丁寧に説明をしていただきたい。 また、「…認定要件に準じて活動を実施することが求められる」との表現は国の考え方と理解するが、カッコ書き内の「適切な対応を徹底」について、どのように徹底させるのか具体的に示していただきたい。また、認定要件に準じた活動となっているかをチェックする仕組みについても、具体的に示していただきたい。なお、当該チェックに関し、地方公共団体が対応することを想定している場合、地方公共団体に過度な負担が生じないような仕組みとしていただくとともに、必要な財政支援をしていただきたい。
11	骨子	5	III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応① 1 推進体制の整備 (1)地方公共団体における体制整備	「専門部署の設置が重要」とのことだが、相当な事務負担が生じることが想定されるため、「専門部署の設置が重要」といった表現でなく、「設置すること」等、より必要性が高い表現にしていただくとともに、設置に対する国からの財政支援をしていただきたい。
12	骨子	5	III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応① 1 推進体制の整備 (2)国・都道府県・市区町村・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担 ・都道府県	広域的な基盤づくりは、例えば隣接する県をまたいた市区町村の広域連携も含めているのかが不明なため、ガイドラインに具体的にお示しいただきたい。
13	骨子	5	III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応① 1 推進体制の整備 (3)生徒が所属する中学校等との連携	「活動方針・活動状況等を適切に中学校等に共有」とあるが適切に共有するための手順や留意点等を示していただきたい。 また、塾や民間のスポーツクラブや文化芸術団体の活動について、現在、学校との活動状況等の共有は行っていない。今後、地域クラブ活動だけ、「活動方針・活動状況等を適切に中学校等に共有」しなければならない理由が不明確であり、共有すべき団体は認定された地域クラブを念頭に置いているのであれば、そのことを明記すべきである。 加えて、令和6年12月に一部改訂された学習指導要領においては、学校と地域クラブとの連携等の具体的な手法や内容については各学校の裁量に委ねられているものと承知している。 地域クラブ活動の認定要件として、学校等との連携が適切に行われていることを確認する際、各学校の裁量を損なうような厳しい運用がなされることのないよう、留意していただきたい。 さらに、在籍生徒が市区町村をまたいで地域クラブに通うことになる広域連携の場合、学校側の負担増大が懸念される中、学校側への情報提供や業務の分担、市区町村の関わり方等どのような方法や対応等を想定しているのか、具体的にお示しいただきたい。
14	骨子	5	III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応① 1 推進体制の整備 (4)民間企業・大学・関係団体等との連携	「改革を円滑に進めるためには、地方公共団体が…重要」とあるが、(2)の国の役割において、「民間企業・大学・関係団体等との連携体制構築等」とあることから、国が行う民間企業等との連携体制構築に関することも記載すべきと考える。
15	骨子	6	III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応② 2 各種課題への対応 (1)運営団体・実施主体の整備等	「ICT活用による運営業務の効率化」とあるが、ICT活用をするには費用を要するため、ICT活用による運営業務の効率化が進むよう、運営団体・実施主体に対して、国からの財政支援をしていただきたい。

項目番号	該当資料	該当ページ	該当する項目名	意見
16	骨子	6	III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応② 2 各種課題への対応 (3)活動場所の確保	学校施設等の有効活用にあたり、部活動地域移行促進公立学校施設整備補助金の補助対象にナイター設備や学校施設の防犯設備等を加えるなど、学校施設の有効活用が進みやすくなるよう、補助要件の緩和や更なる財政支援をしていただきたい。 また、指定管理者制度等の導入などにより学校施設を一層効果的に活用できるよう、運動施設や文化施設の管理制度の見直しや法的整備をしていただきたい。
17	骨子	6	III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応② 2 各種課題への対応 (4)活動場所への移動手段の確保	活動場所への移動手段の確保にあたり、人だけでなく、吹奏楽部であれば楽器等の運搬も必要である。運営団体の多くは楽器の運搬にあたりトラック等をレンタルすることになり、運営団体の財政負担が大きくなるため、移動手段の確保について国からの財政支援をしていただきたい。
18	骨子	6	III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応② 2 各種課題への対応 (5)生徒の安全安心確保	事故等が生じた場合について、「相談窓口の活用促進等」とあり、別に「責任の所在の明確化」とあるが、市区町村等が事故等が発生した場合の相談窓口を設置すること及び、当該窓口について市区町村等が利用者(生徒、運営主体・団体等)に対し周知することを明記していただきたい。
19	骨子	6	III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応② 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参加促進等 ①生徒等のニーズの把握・反映	「アンケート調査」について、具体例(実施時期・実施方法・実施内容 等)を示していただきたい。
20	骨子	7	IV 学校部活動の在り方 1 適切な運営のための体制整備 (2)指導・運営に係る体制の構築	「部活動開始・終了時刻の繰上げ等活動時間を教師の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫」はカリキュラムマネジメントが必要であり、各学校での取組が促進されるよう、その具体例や可能とする根拠を、中学校と高校のそれぞれについて示していただきたい。
21	骨子	7	IV 学校部活動の在り方 3 適切な活動時間・休養日の設定	「程度以内」と簡略化したことで、かえってわかりづらい表現となっているため、誰もが理解しやすい表現にすべきと考える。
22	骨子	7	IV 学校部活動の在り方 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	「スポーツと文化の融合」と記載されているが、「スポーツと文化芸術の融合」に修正した方がよいと考える。(P.4記載と不一致のため) また、※に記載の部活動等の「等」とは何をさすのか不明確であり、ここだけなぜ「等」がつくのか、示す範囲を明確にすべきと考える。
23	骨子	8	V 大会・コンクールの在り方 1 生徒の大会等の参加機会の確保	「特に、認定地域クラブ活動については、…全国的に円滑な参加に向けた環境を確保する必要」とあるが、市町村等における積極的な認定制度の導入を促すうえでも、大会等への参加に関して認定されていない地域クラブ活動における取扱いとの差異を明確にしていただきたい。 その上で、全ての認定地域クラブ活動が円滑に各種大会に参加できるよう、国が中心となって日本中学校体育連盟等の関係団体と協議・整備を進めていただきたい。 また、「地域クラブ活動の参加生徒に対しても同様に支援」とあるが、認定されていない地域クラブ活動も支援の対象とすべきかどうかの考え方が不明なため、明確にお示しいただきたい。 さらに、「地域クラブ活動から大会等に参加する場合も出席扱いできることを国として明確化」とあるが、こちらについても、認定の有無によって考え方が異なるのか不明なため、明確にお示しいただきたい。加えて、校外活動が出席扱いとなるのは、学校が定める教育課程に基づく活動や、それに準ずるものとして学校が位置づける活動となっていることから、地域クラブ活動の大会等参加の位置づけについて、明記していただきたい。
24	骨子	8	V 大会・コンクールの在り方 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備 (1)大会等への参加の引率	多くの学校部活動においては、学校の管理責任が問われることから、大会等の引率を教師が担っているのが実態である。現状で「引率は教師以外の者が担うことを原則」とするのは、部活動指導員の配置状況の実態と大きく乖離している。 また、「校長が認める外部指導者」の記載について、例えば、全国中学校体育大会引率細則では「安易に引率者として外部指導者の引率を認めるものではない。」と定められている中、国においては、外部指導者の引率についての考え方等を明確にしていただきたい。併せて、「校長が認める」とはどのような者を指すのかについてもお示しいただきたい。加えて、外部指導者が引率中に事故が起った際の責任の所在等について、各地域において適切に判断できるよう、国において整理していただきたい。 学校部活動における大会等の引率を教師以外の者が担うことを原則とするのであれば、部活動指導員の配置等にかかる国からの十分な財政支援をしていただきたい。 さらに、「地域クラブ活動における大会等の引率は、原則として、地域クラブ活動の指導者等が担う」とあるが、地域クラブ活動の指導者以外に想定している引率者を具体的にお示しいただきたい。

項目番号	該当資料	該当ページ	該当する項目名	意見
25	骨子	8	V 大会・コンクールの在り方 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備 (2)大会運営への従事	大会・コンクールは、教職員により組織運営や大会運営がなされている中体連の大会や文化芸術団体のコンクール等を想定しているのであれば、「主催団体の職員による運営」の「職員」は教職員を指すことになるとの懸念があるが、「教師に過度な負担をかけない」適切かつ確実な体制づくりをしていただきたい。 また、中体連等の運営のほとんどを教職員が行っている状況を変えるべく、国が中心となって日本中学校体育連盟等の関係団体と協議・整備していただきたい。 加えて、「外部委託」することにより、受益者負担の増額等が予想されるため、対策の検討をお願いしたい。こういったことも含めた周知・広報、関係者の理解促進・改革に向けた機運醸成等を国として実施していただきたい。
26	骨子	8	V 大会・コンクールの在り方 3 生徒の安全確保	現状、夏の長期休業中に多くの大会が開催されているが、適切な開催時期や時間帯の考え方について、お示しいただきたい。 また、それぞれの団体が実施する大会等が適切な時期に行われるよう、国が中心となって日本中学校体育連盟等の関係団体と協議・整備していただきたい。
27	骨子	8	V 大会・コンクールの在り方 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方	「リーグ戦の導入」とあるが、大会規模の拡大によって受益者負担の増額等が予想されるため、補助等を検討していただきたい。
28	骨子	9	VI 関連する制度の在り方 1 教師の兼職兼業	「学校運営に支障がない限り、積極的に許可を行う必要」とあるが、希望する学校の教師等とはしているものの、「積極的に」と記載することによって、地域クラブ活動の業務に従事することを希望しないにもかかわらず、黙示的な圧力により無理に兼職兼業を希望させるようなことにつながる懸念があることから、「積極的に」の記載は不要と考える。 また、「小学校の教師(体育専科教員を含む)、さらには、高等学校・特別支援学校の教師、事務職員など幅広い者が、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行うことが出来る環境を整備することが重要」とあるが、担い手確保の観点からすれば、兼職兼業の環境整備を学校教職員に限る必要はないと考えるため、例えば、同じ地方公務員である「市町村や都道府県の職員」を例示に(場所としては、「事務職員」の後ろに)追加することなどについて検討していただきたい。 さらに、個々の教員の労務管理は、学校が主で行っていることから、その労務管理の方法については、責任主体や連携方法についてのモデル案等を示していただきたい。 加えて、「兼職兼業を行う教師等については、…適切な労務管理を実施」について、教育委員会及び学校現場に新たな負担を求める具体的な方法を示していただきたい。
29	別冊	2	地域クラブ活動に関する認定制度(イメージ案) 3. 認定手続き等 (1)認定にあたっての留意事項 認定する地域クラブ活動の数	認定地域クラブ活動の数や競技種目等については、部活動改革に取り組む中で、変動することが予想されるため、「部活動の地域展開の方針を示す推進計画等」に関わらず、柔軟に設定し、対応できるようにすべきと考える。
30	別冊	7	「認定地域クラブ活動指導者」登録制度(イメージ案) 5. 想定される認定の効果(認定地域クラブ活動が享受できるメリット) (2) 地域クラブ活動の運営等への公的支援	「受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を踏まえた財政支援(経済的困窮世帯の生徒への支援を含む。)」とあるが、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることのないよう、経済的困窮世帯の生徒への支援については、国からの財政支援をしていただきたい。
31	別冊	9	地域クラブ活動に関する認定制度(イメージ案)における「2. 認定要件」の具体的な確認事項 (2)ガイドラインに沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること	「※1 週当たりの活動時間が11時間以上に収まり、かつ、週当たり2日以上の休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ土日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。」部分について、あくまでも週末は「少なくとも1日以上の休養日を設ける」ことが原則であることを強調していただきたい。土日に2日間連続して活動することを助長しないか懸念される。 また、地域によっては、保護者の送迎があって初めて活動が成り立つ場合もあり、土日に2日間連続して活動することで、保護者の負担がかなり増大すると懸念される。
32	別冊	15	「認定地域クラブ活動指導者」登録制度(イメージ案) 4. 登録要件 (3)以下のいずれにも該当しない者 ③	「過去に、暴言・暴力、ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者」が挙げられているが、特に性犯罪歴の確認手続きについては、「こども性暴力防止法」に基づき、こども家庭庁が示す手順を明示すべきと考える。
33	別冊	15	「認定地域クラブ活動指導者」登録制度(イメージ案) 5. 登録手続等 (1)登録申請書等	「市町村等に対して登録申請書及び上記4. (2)の誓約書(以下「登録申請書等」という。)を提出するものとする。」とあるが、申請書等のひな形等を参考資料としてお示しいただきたい。

項目番号	該当資料	該当ページ	該当する項目名	意見
34	別冊	16	「認定地域クラブ活動指導者」登録制度(イメージ案) 8. 不適切行為への対応 (2)不適切行為への対応	不適切行為事案が発生した場合、運営主体、実施主体が確認、市町村等へ報告し、対応することとなる。市区町村等が相談窓口を設置し、当該相談窓口について、市区町村が利用者(生徒、運営主体・団体等)に対し周知するよう明記するとともに、その処分等についての責任の所在を明確にしていただきたい。
35	その他	その他	—	これまで、部活動の地域展開が、全国各地において進んできたという前提で様々なことが記載されていると感じる。地域展開は、単なる部活動改革ではなく、地域スポーツ・文化芸術活動の改革であり、まちづくりでもある。地域の力を借りながら進めようと計画している市区町村等が、取り組みやすいように、地域で行われている活動を大切にすることや、単に部活動を地域に移行すればよいわけではないということを、繰り返し強調していただきたい。
36	その他	その他	有識者会議について	「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」や「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」については、後日議事要旨が掲載されるが、各自治体への情報提供やスピーディーな理解促進を図るため、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」の時のように、会議開催時には配信URLを公表していただきたい。
37	その他	その他	地域クラブ活動について	より客観的・具体的な指標で「地域クラブ活動」の定義を明確に示していただきたい。